

広報 なま



2005 No.619



成人式

～1月4日 直島町総合福祉センター劇場において～



第二十回 中学生議会体験学習から町づくり報告

直島町長 濱田孝夫

暖冬で何か不安感を感じていましたが、昨年暮れの久しぶりの雪から、本来の厳しい寒さが到来して、寒さは苦手ですが、やっと冬らしく何か落ち着いた気持ちになつています。皆様は如何がお感じでしょうか。

しかし、一年のうちで、この時期に高齢者の方がお亡くなりになられる比率が一番高くなつていますので、どうかご健康には十分ご留意いただき、ご壮健にて春を迎えられますよう、お祈り申し上げます。

さて、昨年は山林火災で大変でしたが、皆様の防火意識も高く、ことしは何事もなく感謝しています。

これから火のもとにご注意いただくとともに、何か不審なことがありましたらすぐに役場（☎89212222）へご連絡くださいますよう、ご協力をお願いいたします。

さて、昨年の十月には中学生一日議会体験学習、十一月には研究開発校報告会、十二月には若者による光の中の音楽会、ことし一月には成人式、消防団出初式など若い人たちの活動が活発に行われ、活力や元気を与えてもらい、大変嬉しく思っています。

しかし、この若い人たちの先行は決して甘いものではなく、厳しいものがあるかと予測されますが、なんとかこれからの若い人たちが希望を持てる町づくりを強く感じさせられています。

そこで今回の町づくり報告は、皆様にも現在の若い人たちのことを少しでも知っていただければと、一日議会体験学習をされた中学生の感想文の中から、紙面

の関係で何点かを抜粋して紹介させていただきます。

（町政を身近に）

今回の一日議会体験学習を終えて、あまり身近に感じていなかった直島の地方自治のことが少し身近に感じられるようになりました。

今までは議会のことは、あまりよくわからなかつたけど自分が直島の議員さんと同じ席に座り質問をし、その質問をしっかりと返してくれたことで、直島の議会はこんな風におこなわれるんだなあとということがよく分かりました。

また、直島は離島であるためいろいろ問題があり議会ではその問題を少しでも良くしようと多くの人が努力をしていることがよく分かりました。

今回の一日議会体験学習で僕達が質問したことが少しでも反映され、この直島がより良い町になればよいと思います。今回はありがとうございました。

（町民みんなの協力が）

私達の地方政治に関する質問に熱心にお答えいただきありがとうございます。直島のさまざまな所をよく知ることができるとも勉強になりました。

日頃、私達が安全に、そして豊かに生活できるのはこのような町議会を開き、町民の代表の方が意見や質問などを述べてそれに答えたり、意見を反映させているからだと思いました。

私達の質問の中で、「クーラーをつけてくれませんか」「や」「まどを開くようにしてくれませんか」という質問がありまし

たが予算の関係で、むつかしいというお答えをいただいた通り、いくらそれが良い意見や質問であっても町のお金というには限りがあります。

だから町のお金はこれからも大切に使用しなければならぬと思いました。限られたお金を上手に使って人々の生活を豊かにし、より良い町づくりをこれからもしていかねければと思いましたが、そうした町をつくるには町民みんなの協力が重要です。

今年自然災害などで直島町も大変だったけど、これからもつと力を合わせてより良い直島町を築いていけたらいいなあと思いました。

（積極的に参加したい）

私は、今回の一日議会体験で、前よりも深く直島の事を知る事ができました。

例えば、町の財政はどうなっているのか、また、直島町が考えている事が、よく分かりました。

私が質問した「山火事で木がなくなつた事による土砂災害」についても、詳しく教えてくれました。

その答弁の内容についてボランティアなど企画して、それを実行するという事は、とてもすごい事だなあと思いました。

町長さんをはじめ、いろいろの人が直島を良くするために、いろんな計画などを考えたり、町民の安全を考えてくれたり、とてもありがたい事だなあと改めて思いました。

次に私が実際に議会の場に立ち、発言するといったとても貴重な体験をさせていただき、とてもうれしく思いました。

今までは、町の事などをどこで決めているかも知らなくて、直島の事をよく知っていると思いますが、何も知っていなかったことに少し反省しました。

これからは、自分の住んでいるこの直島をもっと良くしていくために、私にもできる事があつたら、積極的に参加して行きたいと思えます。

以上、三名の方のをご紹介させていただきましたが、他の生徒の方々もそれぞれ感じたことは同じのようで、地震対策・合併問題・海の駅などいろいろ直島町のことに関心を持っていただき、良い直島にしたいと、生徒にとつても町にとつても有意義であつたと喜んでいきます。

また、生徒の方々は理解力もあり、こうしたら、こうしなければと思考力もあり、これから楽しみだと期待しています。

現在、町では平成十七年度の事業、予算を検討しています。皆様の方で、町を良くするためのご意見等がありましたら、町の方へどしどしお寄せください。お待ちしております。

（三月定例議会に傍聴を）

三月九日から開催予定の三月定例議会は、十七年度の事業や予算を審議する重要な議会ですので、ぜひ傍聴して、町政の動きを感じて欲しいと存じます。

まだまだ寒さ厳しい毎日のことと思えますので、お身体に十分お気をつけてお過ごしください。また、火のもとにご用心くださるようお願い申し上げます。今回の報告とさせていただきます。

ふれあい通信なおしまだよ!

2月16日からのオフトーク通信4CHの番組表です。どうぞ、お楽しみください。

2月

February

- 16日(水) テーマ別特集(歌謡演歌)
- 17日(木) 年代別ヒット曲(歌謡演歌)
- 18日(金) 1960年代ヒット曲(歌謡演歌)
- 19日(土) 1960年代ヒット曲(歌謡演歌)
- 21日(月) 通信カラオケDAMチャート(Jポップ新譜)
- 22日(火) 新譜ピックアップシングル(Jポップ新譜)
- 23日(水) 新譜シングルヒットミックス(Jポップ新譜)
- 24日(木) 新譜アルバム(Jポップ新譜)
- 25日(金) ティーンズヒットセレクション(Jポップ新譜)
- 26日(土) ティーンズヒットセレクション(Jポップ新譜)
- 28日(月) ハウス(CLUB/DANCE)

3月

March

- 1日(火) テクノ、トランス(CLUB/DANCE)
- 2日(水) ブレイクビーツ、ドラムンベース(CLUB/DANCE)
- 3日(木) 最新ダンスミュージックヒット(CLUB/DANCE)
- 4日(金) ユーロビート、ユーロトランス(CLUB/DANCE)
- 5日(土) ユーロビート、ユーロトランス(CLUB/DANCE)
- 7日(月) 名盤アルバム(Jポップ)
- 8日(火) 年代別ヒット曲(Jポップ)
- 9日(水) 1990年代ヒット曲(Jポップ)
- 10日(木) 1980年代ヒット曲(Jポップ)
- 11日(金) 1970年代ヒット曲(Jポップ)
- 12日(土) 1970年代ヒット曲(Jポップ)
- 14日(月) 廃盤、名盤アルバム(ジャズ)
- 15日(火) コンテンポラリージャズ(ジャズ)

番組は、予告なく変更になる場合がありますがご了承ください。

オフトーク通信からお知らせ

故障かなと思ったら、ボリューム・放送時間帯を確認してください。

故障受け付けは、**113番**へお願いします。

移転・廃止は、必ず役場総務課まで印鑑を持って手続きにきてください。

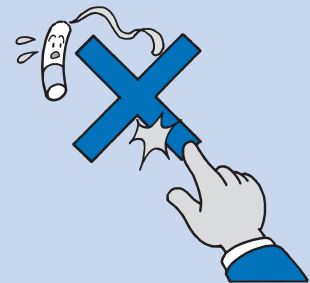
オフトーク通信再放送などの操作のお問い合わせは、**役場総務課 892-2222**まで、お気軽にお問い合わせください。

防災 コーナー

昨年の1月13日に発生した山林火災から1年が経過しました。再度、山火事の怖さを認識し火災予防に努めましょう。また特に冬は季節風が強く空気が乾燥しているのでたき火をする際は特に注意しましょう。

山火事予防にあたっての注意事項

- ・ 枯れ草等のある火災が起こりやすい場所では、たき火をしない
- ・ たき火をするときは、その場から絶対に離れない
- ・ たき火の場所を離れるときは完全に消火する
- ・ 周囲の燃えやすいものを片付ける
- ・ 水を入れたバケツを準備しておく
- ・ 風の強い時、空気が乾燥している時は、たき火をしない
- ・ たばこの吸殻は必ず消し、投げ捨てない
- ・ 火遊びはしない



直島町内で火災が発生したらできる範囲で初期消火に努めるとともに、すぐ役場(**☎892-2222**)に連絡してください。

貴重な森林を山火事から守るため、皆様のご協力をよろしく申し上げます。

確定申告は自分で書いてお早めに

確定申告の受付は平成17年2月16日(水)から平成17年3月15日(火)までです

高松税務署では、今年の確定申告期間中、平日(月曜日～金曜日)以外にも、2月20日と27日(日曜日)に限り、確定申告についての相談・申告書の受付を行います。申告書は、できるだけ自分で書いて早めに提出してください。

【申告をしなければならない方】

平成16年中に次の所得があった人

営業、農業、その他の事業及び家内労働(内職など)を営んでいた人

家賃や土地の賃貸などの不動産所得があった人

土地や建物を買った譲渡所得のあった人

雑(年金等)一時所得(生命保険等の満期返戻金等)のあった人

16年中に退職し、その後働いていない人や2力所以上から給与の支払いを受けた人で年末調整をしていない人

(たとえば、アルバイトの収入がある人)

給与所得の他に営業、農業、不動産、譲渡所得等のある人

給与以外の所得が20万円以下のときは確定申告の必要はありませんが、町・県民税においては申告しなければなりません。また、平成16年中に所得のなかった人は、申告の必要はありませんが、国民健康保険税や介護保険料などの軽減措置を受ける場合や各種証明書(収入額・所得額・課税額など)の交付が必要な人は申告が必要です。

【申告に必要なもの】

印鑑、還付金を受ける場合は、金融機関の申告者本人名義の預金口座番号

所得金額のわかるもの(給与所得、年金の受給者は、平成16年分源泉徴収票、農業、営業、事業、不動産所得のある人は、収入と経費がわかる帳簿か収支内訳書、領収書など)

社会保険料の領収書、生命保険料、個人年金保険料、損害保険料等の支払証明書

医療費控除を受ける場合は、支払った医療費の領収書、保険金などで補てんされた場合は、その金額のわかるもの

税務署から送付された確定申告書をお持ちの場合は、その申告書

【災害に伴う所得税の減免を受けられる方へ】

所得税法に定める雑損控除 災害減免法に基づく税の減免、のいずれか有利な方法を選択します。

	所得税法(雑損控除)	災害減免法	
対象となる資産の範囲等	生活に通常必要な資産 ■住宅、電化製品、家具類、衣類、自家用車など	住宅や家財のみ。ただし、損失額(保険金などによって補てんされた金額を除く)が住宅や家財の価額の2分の1以上であることが必要	
控除額の計算または所得税の軽減額	控除額は次のイとロのうちいずれが多い方の金額 イ 差引損失額 - 所得金額の10分の1 ロ 差引損失額のうち 災害関連支出の金額 - 5万円 (注)差引損失額 = 損害金額 - 保険金などによって補てんされる金額	その年の所得金額	所得税の軽減額
		500万円以下	全額免除
		500万円超750万円以下	2分の1の軽減
		750万円超1,000万円以下	4分の1の軽減

災害関連支出には、損壊した住宅、家財の取り壊し、除去費用、土砂など障害物の除去費用、原状回復費用などが含まれます。の災害減免法は、平成16年分の所得金額が1千万円以下の人が対象です。

確定申告までに準備していただくものは、主に次のとおりです。

1. 被害を受けた資産の明細(資産の内容、被害を受ける直前及び直後におけるその資産の時価、取得時期、取得価格等)
2. 被害を受けた資産の取り壊し費用、除去費用その他これに類する費用で、被害に関連して支出した金額の明細の分かるもの及びその領収証
3. 保険金、損害賠償金、災害見舞金等、損害の金額を補てんする目的で支払われるものをお受け取りになった方については、その金額が分かるもの
4. 所得金額の計算に必要な書類(給与所得者の場合は、損害を受けた年分(平成16年分)の給与所得の源泉徴収票)
5. 市町村から「り災証明書」の交付を受けている方は、その写しや被害状況を撮影した写真など、被害状況が分かるものがあればご用意ください。
6. 印鑑、還付金を受ける場合は、金融機関の申告者本人名義の預金口座番号

災害に伴う確定申告は、できるだけ下記の高松税務署の相談日にお越しください。

確定申告に伴う相談日

【高松税務署の相談日】	【宮ノ浦地区の相談日】
1. 日時 2月21日(月)午前9時～午後4時30分 2月22日(火)午前9時～午後4時30分	1. 日時 3月4日(金)午前9時～午後5時
2. 場所 役場2階大会議室	2. 場所 西部公民館第1研修室

情報BOX

行政相談

日時 2月18日(金)
9:00~12:00
場所 直島町役場
相談員 土井 厚

お気軽にご相談ください。

税務課からのお知らせ

今月の納付期限

固定資産税.....第4期分
国民健康保険税.....第9期分
介護保険料(普通徴収).....第9期分

納付期限 2月28日

“たばこは町内で買しましょう”
直島町内で販売された“たばこ”の税は直島町に入ります。

国民年金基金をご存知ですか？

国民年金基金とは...

「自営業の人にもサラリーマン並みの老後保障を...」
ということで、平成3年に誕生したのが「国民年金基金」です。

老齢基礎年金に上積みして、より豊かな年金を保障するもので、自分の将来設計に合わせて年金を積み立てられます。

加入できる人は...

20歳から60歳未満の国民年金第1号被保険者です。
ただし、国民年金の保険料を免除されている人、農業者年金に加入している人は、加入できません。

国民年金基金の5つのメリット

1. 税制面で優遇

国民年金基金の掛金は、すべて社会保険料として所得から控除され、受け取る年金にも公的年金控除が適用されます。

2. 掛金がお得

年金の受け取り額が同額の場合、月々の掛金は一般の個人年金に比べて安くなっています。

3. 何口からでも加入できて、増減も自由

毎月の掛金の上限である6万8,000円の範囲なら、何口からでも始められ、さらに加入後も増減できます。ただし、個人型確定拠出年金に加入している場合は、その掛金とあわせて6万8,000円が上限となります。

4. ニーズに合った年金設計が可能

いろいろなタイプがあるので、それぞれに合った年金設定ができます。

5. 公的年金だから安心

国民年金基金は、給付費の一部に国庫負担が入っており、国民年金とともに「国民年金法」で定められた公的年金です。

詳しくは、香川県国民年金基金 ロゴヨイクニ
(フリーダイヤル0120-65-4192)まで

年金相談所を開設します

香川県国民年金基金では、国民年金及び国民年金基金についての年金相談所を開設します。

とき 2月16日(水) 午前10時から午後4時まで
ところ 役場2階小会議室

早く下水道に接続を

下水道に接続できるようになっている区域で、まだ一部未接続となっている本村、納言様、文教区、宮ノ浦地区の皆さんは早い接続をお願いします。

- ・みんなで汚した水は、みんなできれいにするために、下水道整備を進めています。
- ・汲み取り便所及び単独処理浄化槽のご家庭では、し尿や生活雑排水を下水道に流すための排水設備工事をしていただく必要があります。

早期接続の特典

供用開始の告示から2年以内に水洗化に改造すると水洗化工事着工奨励金が交付されます。

- 1年以内に完了した場合 35,000円
- 2年以内に完了した場合 20,000円

下水道に異物を流さないで

水洗トイレには、トイレットペーパー以外のものは流さない。

台所では、野菜くずや残飯を流さない。

洗剤は、無リン洗剤の利用をお勧めします。

(注)梅干の種一つでもマンホールポンプに支障を生じています。

(注)ガーゼ類、フキン類、ビニール袋なども流れ込んでいます。

「台所用汚水マス」は1ヶ月に一度程度は、清掃を心がけてください。

繊維ごみの出し方について(お願い)

衣類、布切れ、網などの繊維ごみは、可燃ごみとしてごみ袋に入れ、ステーションに出していただいているところですが、最近、ごみ処理施設内において、網やシーツなどの長さのある繊維ごみが、処理機械に巻きついて機械が停止するトラブルが発生しております。

つきましては、網、シーツなどの繊維ごみを出される場合は、なるべく50センチ以下になるように切断してから出していただきます様をお願いします。

皆様方には、大変お手数をおかけいたしますが、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

役場企画環境課



2005.2.16～3.15

3/1	火		・春の全国火災予防運動(～7日)
2	水	心配ごと相談(民生会館)9:00～12:00	(不燃物・資源) 積浦・本村・文教区・ 納言様・ヘキ ・買い物バッグの日
3	木	高齢者教室(西部公民館)9:30～11:00	・ひな祭り ・耳の日
4	金	宮ノ浦地区納税相談(西部公民館)9:00～17:00	
5	土		・啓蟄
6	日		
7	月		・消防記念日
8	火	給食サービス(福祉センター分館)13:00～16:00	
9	水	健康相談(積浦集会所)9:00～9:30(民生会館)10:00～10:45・ (オノ神老人ホーム)11:00～11:30(文教区集会所)13:15～13:45 (西部公民館)14:00～14:45(福祉センター分館)15:00～15:30	(不燃物・資源) 宮ノ浦全地区・宮社・ 鷲ノ松・オノ神 ・買い物バッグの日
10	木	アクアオーキング教室(福祉センター)13:10～14:00 3歳児健診(福祉センター会議室)12:15～13:00	
11	金		
12	土		・奈良二月堂のお水取り
13	日		
14	月		
15	火	給食サービス(福祉センター分館)13:00～16:00 幼児学園卒園式(幼児学園)9:30～	

いつかより
今がその時
地震の備え

行事につきましては、変更する場合がありますのでご了承ください。

直島町役場電話番号(ご用の方は下記の番号にお尋ねください。)

総務課	892-2222	建設経済課	892-2224	水道課	892-2225
住民福祉課	892-2223	税務課	892-2296	出納課	892-2295
	3400	企画環境課	892-2020	議会事務局	892-2297
教育委員会	892-2882	町立診療所	892-2266		
総合福祉センター(社会福祉協議会)	892-2458				

わがまちのカレンダー

NAOSHIMA CALENDAR 2005. FEBRUARY / MARCH

見やすいところへ貼ってお使いください

2/16	水	国民年金及び国民年金基金年金相談(役場2階小会議室)10:00~16:00まで 確定申告受付開始(~3月15日まで) 体力づくり講座(ジャズダンス)中学校体育館)19:00~20:30 心配ごと相談(西部公民館)9:00~12:00	(不燃物・資源) 積浦・本村・文教区・ 納言様・へキ・離島地区	・買い物バッグ の日
17	木	アクアウォーキング教室(福祉センター)13:10~14:00 いきいきふれあい元気塾(福祉センター分館)10:00~12:30		
18	金	行政相談(役場)9:00~12:00		・雨水
19	土			
20	日			
21	月	高松税務署の納税相談(役場2階大会議室)9:00~16:30		
22	火	高松税務署の納税相談(役場2階大会議室)9:00~16:30 給食サービス(福祉センター分館)13:00~16:00		
23	水	機能訓練教室(福祉センター会議室)13:30~16:00 体力づくり講座(ジャズダンス)中学校体育館)19:00~20:30	(不燃物・資源) 宮ノ浦全地区・宮社・ 鷲ノ松・オノ神	・買い物バッグ の日
24	木			
25	金	集会所活動(墨彩画)文教区集会所)19:00~		
26	土			
27	日			
28	月	ヘルスマイト養成講座(民生会館)9:20~14:30 国定資産税第4期分、国民健康保険税・介護保険料(普通徴収)第9期分 納付期限		

ゴミは可燃物・紙類・不燃物・資源(空き缶、ガラスビン・ペットボトル・プラスチックボトル、発泡スチロール)にきちんと分別して、決められた日に、決められた袋に入れてゴミステーションへ出しませう。

- 【可燃物・紙類の日】 毎週月・木曜日(積浦・本村・文教区・納言様・オノ神・へキ)
毎週火・金曜日(宮ノ浦・宮社・鷲ノ松)
- 【不燃物・資源の日】 カレンダーに掲載しています。
- 【買い物バッグの日】 毎週水曜日(買い物バッグを使うことで身近なところからごみになる物を減らしましょう。)

救急連絡先

全ての曜日の夜間・土日・祝祭日・年末年始

直島町立診療所 ~ふれあい診療所~ (☎892-2266)

情報 BOX

2

生ごみ処理機器の設置補助について

役場では、電気式の生ごみ処理機などを設置された方に対して、その設置にかかる費用の一部を補助しており、直島町内ですでに230基ほどの電気式の生ごみ処理機が設置されています。

まだ設置されていない方は、ぜひご検討いただきますようお願い申し上げます。

また、高潮などの災害により買い換えた場合にも、補助対象となる場合がありますのでご検討ください。

なお、補助制度の詳細内容は、[役場企画環境課 \(☎892-2020\)](tel:087-892-2020) へお問い合わせください。

【補助制度の概要】

1. 電気式の生ごみ処理機などを家庭に設置するため購入された方に対して、その費用の2分の1（直島本島の場合は電気式で25,000円を限度）を補助します。
2. 補助金の申請に必要なものは、印鑑・領収書・保証書のみです。
3. 購入する機器の型式や購入店は、特に指定していません。

紙類・資源ごみの分別収集について

役場では、紙類や空カン、空ビン、プラスチックボトルなどの資源ごみの分別収集を行っています。

そのため、分別方法等について、次のとおり再度ご協力をお願い申し上げます。

1. 紙類は、新聞・雑誌・段ボール・紙パックの種類ごとにビモで十字にしぼり、燃えるごみの収集日に出してください。

紙類は雨に濡れるとリサイクルできませんので、雨が降っている場合は次の収集日に出すようにお願いします。

2. プラスチックボトルは、水でゆすいだからビン等と一緒に資源ごみの袋に入れて出してください。

ボトル以外のプラスチック製品は、燃えるごみとして出してください。

詳細につきましては「ごみの分け方と出し方（保存版）」の冊子をご覧ください。

役場企画環境課

法務局からのお知らせ

「高松法務局民事行政部戸籍課では、平成17年1月31日（月）から成年後見登記に係る証明書の交付事務のみを行うことになりました。」

（窓口にて直接請求される場合のみ、取り扱うことになります。）

郵送による請求の場合は、従来どおり、東京法務局民事行政部後見登録課にご請求願います。

1. 証明する内容について

（1）登記事項証明書（「事項証明」ともいう。）

成年被後見人、被保佐人、被補助人などの登記されている事項、あるいは、代理権に関する事項など、後見に関する事項が登記記録に記載されている場合において、その事項を証明するもの

（2）登記されていないことの証明書

（「ないこと証明」ともいう。）

成年被後見人、被保佐人、被補助人などの登記がされていないことを証明するもの

2. 手数料について（登記印紙で納付していただきます。）

（1）登記事項証明書（事項証明）の場合

原則、1通につき1,000円

（証明書の枚数が11枚を超える場合、5枚毎に200円を加算）

（2）登記されていないことの証明書（ないこと証明）の場合

原則、1通につき500円

これら、成年後見登記事務に係る証明書の交付事務につき、ご不明な点がございましたら、[高松法務局民事行政部戸籍課 \(☎087-821-6191\)](tel:087-821-6191) にお問い合わせください。

保健所でのC型肝炎ウイルス検査を拡充します

従来、県保健所で検査対象としている方は、老人保健事業の対象とならない140歳未満の方としています。12月9日のフィブリノゲン製剤の納入先医療機関の公表以来、40歳以上の方からの検査依頼も多く寄せられていますが、市町によっては、老人保健事業による検査が今年度すでに終了しているところもあります。

このため、県では、早い時期に検査を受けたいという希望に応じられるよう、平成17年1月～3月までの間、40歳以上の方も県保健所で検査を受けられるようにするとともに、検査日も月2回に増やすこととします。

なお、検査料は、1,340円です。

機関名 東讃保健福祉事務所

電話番号 087-831-1531

検査日 第1・3金曜日（9:00～11:00）
（要予約）

CAMERA REPORT

カメラリポート

成人式でタイムカプセルを開封

1月4日(火)、福祉センター劇場で成人式が挙行されました。

式典の後、中学生のときに校庭に埋めておいたタイムカプセルが開封され、みんなに返還されました。

何を入れていたかを忘れていた人もいて驚いたり、懐かしがったりと楽しい成人式になったようです。



「走れメロス」の1シーンを体験

1月24日(月)、小学校体育館で劇場鑑賞会が開催されました。

劇団「め組」による「泣いた赤鬼」と「走れメロス」の上演でしたが、午後からの「走れメロス」の上演の後で、児童の中野あずささん、安西七葉さん、本智春さん、森上駿稀くんが「走れメロス」の1シーンを熱演してみせました。



日頃の訓練の成果を披露 ~ 直島町消防団出初式 ~

1月9日(日)、中学校グラウンドで平成17年直島町消防団出初式が挙行されました。

昨年の山林火災から1年が経過し、改めて初期消火の大切さ、消防団の活動の重要性を再認識した出初式でした。2度とあのような大規模山林火災を起こさないうようみんなで取り組もうと呼びかけました。



平成17年出初式表彰者

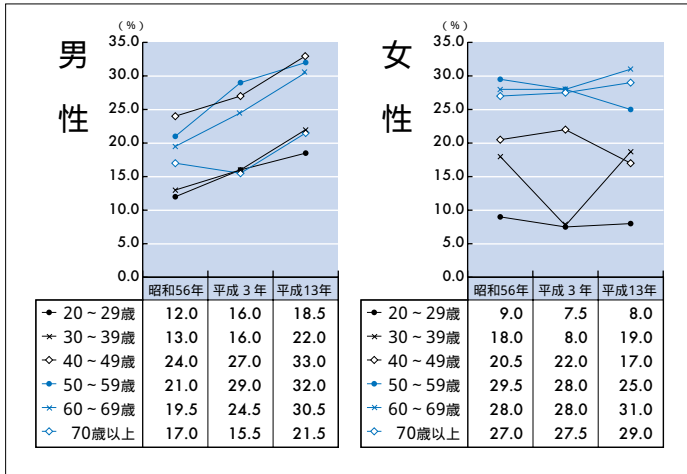
表彰名	分団名	氏名	階級
町長感謝状	元本部	片山 武夫	元団長
	元本部	土井 克三	元副団長
	元本部	石本 時吉	元副団長
町長功労章	第1分団	山本 正雄	団員
	第3分団	西村 和弥	団員
	第3分団	今田 晋作	団員
	第5分団	小西 幸一	団員
団長精勤章	第1分団	佐藤 史郎	団員
	第1分団	立石 純一	団員
	第3分団	大谷 政人	団員
	第3分団	坂井 政一	団員
勤続章(10年)	第5分団	俊樹	団員
	第1分団	坂口 公夫	班長
	第1分団	田 将人	団員

肥満予防 HIMAN-YOBOU ~ 太るとどうしていけないの? ~

かっつくのよさ(太っていること)を、豊かさの象徴としてたてる時代は過ぎました。しかし、飽食の時代は「過食」や「偏食」をつくり、日々の運動不足もあいまって、現代人と肥満はなかなか切り離せない関係になってしまいました。多くの人が「やせたい」「やせられない」と悩んでいるのが現代なのです。

肥満のなかでも、内臓の周りに脂肪の沈着がいちじるしい上体肥満(内臓脂肪型肥満)は、様々な生活習慣病の発症と密接なつながりをもっており、健康・長寿をまっとうするうえで大きなマイナス要因となります。WHOは、白人では腹囲が男性で

肥満者の割合の推移 (「平成13年国民健康保険栄養調査」より)



94cm、女性で80cmを超えると、健康障害をとまうリスクが高くなると報告しています。日本人では、1999年の日本肥満学会において、腹囲が男性で85cm、女性で90cmを超えると、内臓脂肪型肥満が強く疑われるというデータが発表されました。

現代男性では、30~60代の約3割が「肥満」で、いずれの年齢層でも肥満者の割合が20年前に比べて、約1.5倍増加しています。

現代女性では、60歳以上の肥満者の割合が多くみられます。ただ、女性の場合、若い世代の間で美容を重視したダイエット等による「低体重」の人が増加していることも危惧されています。

肥満がまねく多くの「生活習慣病」

肥満は、それ自体が病気とはいえませんが、「高血圧」「高脂血症」「糖尿病」といった「生活習慣病」とお互いに密

接に関連しながら、自覚症状がないまま徐々に動脈硬化を進行させます。やがて、症状が悪化すると「心臓病」や「脳卒中」という生命にかかわる病気をまねく危険性があります。そのため、「肥満」と「高血圧」「高脂血症」「糖尿病」が合併した状態は、「死の四重奏」と呼ばれています。

高血圧と肥満 (表1参照)

肥満によって全身に血液を送るための心臓や血管に負担がかかり、高血圧になりやすくなります。

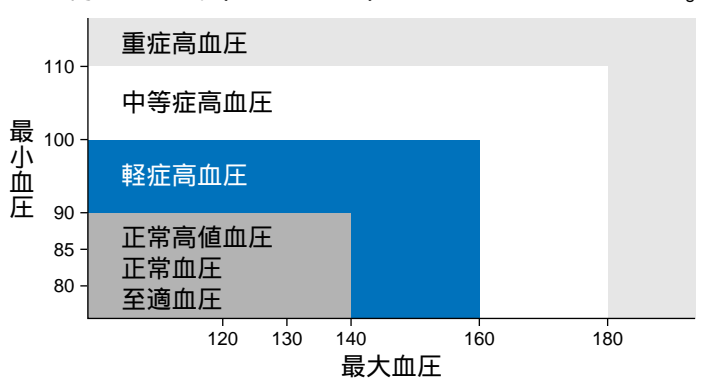
高脂血症と肥満 (表2参照)

高脂血症は血液中の脂質(コレステロールや中性脂肪)が多過ぎる状態をいい、動脈硬化が促進されます。

表2

高コレステロール血症	総コレステロール	220mg/dl以上
高LDLコレステロール血症	LDLコレステロール	140mg/dl以上
低HDLコレステロール血症	HDLコレステロール	40mg/dl未満
高トリグリセリド血症	中性脂肪(トリグリセリド)	150mg/dl以上

表1 高血圧の基準 (日本高血圧学会) 単位: mmHg

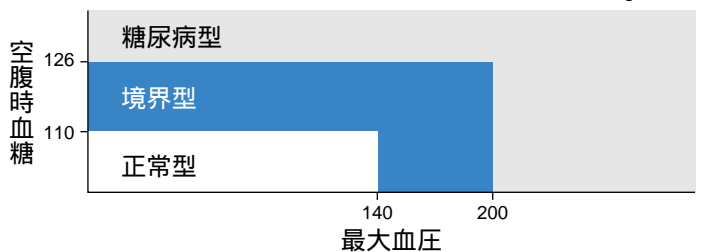


糖尿病と肥満 (表3参照)

血液中のブドウ糖を体内に取り込む働きをするインスリンの分泌不足や作用不足により、慢性的にブドウ糖が血中にたまる状態が糖尿病です。肥満によって多量のインスリンの分泌が必要になるうちに、インスリンの働きに支障をきたします。

今月の「アクアウォーキング教室」は、2月17日(木) 13:10より福祉センター温水プールにて開催します。

表3 糖尿病の診断基準 (日本糖尿病学会) 単位: mg/dl



赤ちゃん誕生 (敬称略)

すこやかな成長をお祈りします

地区 誕生日 お父さん

鷲ノ松 橋本 謙伸 美要 穂

宮ノ浦 菊地 梨有 美誠 紀

文教区 谷 怜華 美誠 紀

宮ノ浦 中村 彩乃 静邦 香

オノ神 澁田 由衣 真建 喜

おくやみ (敬称略)

つつしんでご冥福をお祈りします

地区 氏名 年齢

積浦 岡本 嘉一 90

文教区 富田 照子 82

宮ノ浦 藤田 貞正 80

宮ノ浦 守谷 貞男 74

宮ノ浦 小坂 藤太郎 92

寄付のお礼

本村の山本修三様より亡母乾ト工様の香典返しとして本村自治会、本村長寿会、直島町婦人会、直島町社会福祉協議会、直島町立ふれあい診療所に対し、金一封のご寄付がありました。積浦の森井照子様より亡夫森井忍様の香典返しとして積浦自治会、積浦老友会、直島町社会福祉協議会に対し、金一封のご寄付がありました。積浦の岡本勝夫様より亡父岡本嘉一様の香典返しとして積浦自治会、積浦老友会、直島町社会福祉協議会、直島町立ふれあい診療所に対し、金一封のご寄付がありました。宮ノ浦の大林繁一様より亡母大浦自治会、横防長寿会、直島町社会福祉協議会に対し、金一封

災害対策資金に関する利子補給について

直島町では、平成16年の台風16号(平成16年8月30日発生)による風水害の被害を受け、居住している住宅や家財等が被災している方及び事業運営に支障が生じている水産業並びに商工業事業者の皆様のうち、復旧等に必要な災害対策資金の融資を受けられた方に対し、貸付資金の利子補給を行います。これは資金返済時に発生する利子に対し、町があらかじめ定める条件の範囲内で利子補給を行うもので、内容は次のとおりです。

対象者	町民の方で、居住している住宅・家財等が被災している方 町内で継続的に事業を営む法人及び個人の方で、生産施設等が被災している方
対象となるもの	上記、に該当する方で、住宅・家財等の復旧及び生活の安定を図る資金、事業運営に必要な施設等復旧費及び運転資金に必要な資金の融資を受けられた方が対象となります。(ただし、平成16年9月1日から平成16年12月30日までに融資の申請手続きを行ったものについて適用します。)
利子補給の額	融資制度に定められた貸付利率のうち、年1%以内の範囲で補給します。(ただし、利子補給の開始年度から10年間を限度とします。)
手続きの方法	所定の様式に必要な事項を記入し、添付書類を添えて関係窓口に提出してください。
請求期間	利子補給は年1回とさせていただきますので、当該年度分については、3月31日までに請求の手続きを行ってください。

台風16号以外の風水害の被害によって、融資を受けられた方については利子補給の対象とはなりません。その他ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

- 個人の住宅及び家財等で災害融資を受けられた方
住民福祉課 ☎892-2223
- 事業運営に関する災害融資を受けられた方
建設経済課 ☎892-2224

このコーナーに掲載を希望しない方は、届出の際に担当窓口へ、その旨お申し出ください。

スポーツ通信 (敬称略)

グラウンドゴルフ大会

平成16年12月13日(月) 町民グラウンド

参加人数41名 優勝 植田 隆一
準優勝 金光 京一
第3位 小林 清子

剣道直島大会

平成16年12月15日(水) 三菱マテリアル剣道場

基本の部 優勝 竹林 嶺
小学生の部 優勝 下津ちなみ
大人の部 優勝 橋本 要

人権擁護委員に委嘱されました

平成17年1月1日付で直島町における人権擁護委員として

奥田俊彦さん(再任)
高橋 勝さん(新任)

が法務大臣から委嘱されました。差別問題、家庭内の問題、借地借家の問題、隣近所とのもめごと、外国人差別の問題などでお困りの方は人権擁護委員にお気軽にご相談ください。

★わが家のスター★



石田 真斗 (まなと) くん(女)1歳)
 H16・2・10生
 積浦 良太 / 美樹さんの長男
 両親からひとこと
 みんなを幸せにしてくれて
 ありがとうね

直島俳句・川柳会

年頭に 八十八の 寺参り
 降りしきる 雪の重さに 椿散り

宮ノ浦 山小僧さん

海峡に 出舟入舟 のぞむ畑
 宮ノ浦 宮田 陽さん

玉野市休日当番医 市外局番(0863)

日	内科	外科	歯科
2月20	原田内科クリニック (宇野)31-1717	三宅内科外科医院 (槌ヶ原)71-2277	藤原(英)医院 (八浜)51-2078
27	石井医院 (築港)21-2743	佐野整形外科医院 (宇野)21-2924	平山医院 (長尾)71-2850
3月6	東医院 (玉原)31-7811	市民病院外科 (宇野)31-2101	ふじわら(利)医院 (八浜)51-2488
13	市民病院小児科 (宇野)31-2101	中谷外科病院 (田井)31-2323	赤木医院 (築港)31-1771

診察時間は、午前9時から午後5時まで
 休日当番医は都合により変更することがあります。



本村 山口愛子さんの作品

★★★★募集します★★★★

皆さんの応募をお待ちしています。
わが家のスター
 3月号は、3月生まれのお子さんです。
 写真と両親からのメッセージを添えてください。
俳句・川柳コーナー
 テーマは自由です。どうぞ自分の作品をお気軽に発表してみてください。
ミニギャラリー
 得意な「絵」を描いて送ってみませんか? 「絵」ならなんでも結構です。
応募方法
 官製はがき、または封筒に住所(地区)・氏名・年齢・電話番号をお書き添えのうえ、次の宛先に2月21日(月)当日消印有効までにご応募ください。
宛先
 〒761-3110 直島町1122-1
 直島町役場総務課 「広報なおしま コーナー」

町の人口

2月1日現在(先月比)

世帯数	1,483 (-1)
人口	3,538 (-2)
男	1,740 (-6)
女	1,798 (+4)
町の面積	14.22 km ²

直島町のホームページ
<http://www.town.naoshima.lg.jp>
 電子メール
somu1@town.naoshima.lg.jp

チャレンジ! 広報クイズ

答えは、今月号の広報紙の中にあります。

- 確定申告は2月16日からいつまで?
 A 3月14日 B 3月15日 C 3月16日
 国民年金及び国民年金基金の年金相談所開設日は?
 A 2月16日 B 2月26日 C 3月6日
 災害対策資金融資を受けた方の利子補給の請求期限は?
 A 2月28日 B 3月31日 C 4月30日

【応募方法】
 はがきに答えの記号(例 - A)、住所(地区)、氏名、年齢、広報についてご意見、要望などを書き添えて応募してください。
 全問正解者の中から、抽選で5名の方に500円の図書券をプレゼントします。応募は一世帯一週に限りです。
 締切り/2月21日(月)当日消印有効)
 宛先/〒761-3110 直島町1122-1 直島町役場総務課 「広報クイズ」係

【1月号の当選者】(1月号の答えは B・A・Cでした。)
 応募総数7通(順不同・敬称略)
 三宅チエ子(本村)・有本圭吾(宮ノ浦)・森本麻友(鷲ノ松)・岩井清子(宮ノ浦)・中野功貴(本村)

みなさんチャレンジ! 広報クイズにどしどし応募ください。

